

ADRプラクティスの探求

日時：2006年1月14日(土)13時～17時

場所：早稲田大学小野梓記念館小野記念講堂

主催：早稲田大学大学院法務研究科

プログラム

- 13:00～13:15 開会挨拶：
鎌田 薫（早稲田大学大学院法務研究科研究科長・教授）
- 13:15～13:45 ADR手続主宰者の専門性と倫理
和田 仁孝（早稲田大学大学院法務研究科・教授）
- 13:45～14:15 ADR手続と訴訟手続の融化と対立
山田 文（京都大学大学院法学研究科・助教授）
- 14:15～14:45 ADRにおける事実認定
中村 芳彦（法政大学大学院法務研究科・教授）
- 14:45～15:00 休憩
- 15:00～15:30 日本でのADR教育の試行と可能性
入江 秀晃（株式会社三菱総合研究所情報通信技術研究本部・研究員）
- 15:30～16:00 総括コメント
梶村 太市（早稲田大学大学院法務研究科・客員教授）
- 16:00～17:00 ディスカッション
司会：和田 仁孝

参加ご希望の方は、氏名・所属・連絡先をご明記の上、E-mailまたはFaxでお申込下さい。
なお参加は無料です。

問い合わせ先
早稲田大学大学院法務研究科プロジェクト支援室
TEL 03-3208-9592 FAX 03-3208-9604
E-mail WLS-Proj@list.waseda.jp
アクセスマップ
<http://www.waseda.jp/law-school/jp/access.html> 参照

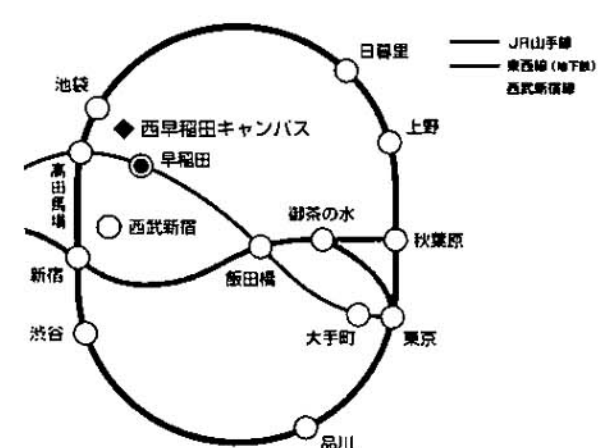
シンポジウムの趣旨

現在、司法制度改革の一環としてADRの充実・拡張を目標としたADR促進法が導入される一方、北米型の対話型ADRプラクティス・モデルの影響も広がりつつある。これらの動きは、実は、前者が専門家による法志向的解決を目指すADRモデルを念頭においているのに対し、後者は法から距離を置いたLay Mediationの理念や対話を前提とするなど、競合的な要素を内包するものである。

こうしたふたつのモメントが錯綜するなか、ADR促進法後のわが国のADRプラクティスはどうのような特質をもつことになるだろうか。理念論、制度論を超えて、固有の法環境を前提に、実務的運用における現実的、機能的課題を確認し、模索していくことは、我が国の紛争処理システムの今後を見通す上で重要な意義を有すると思われる。

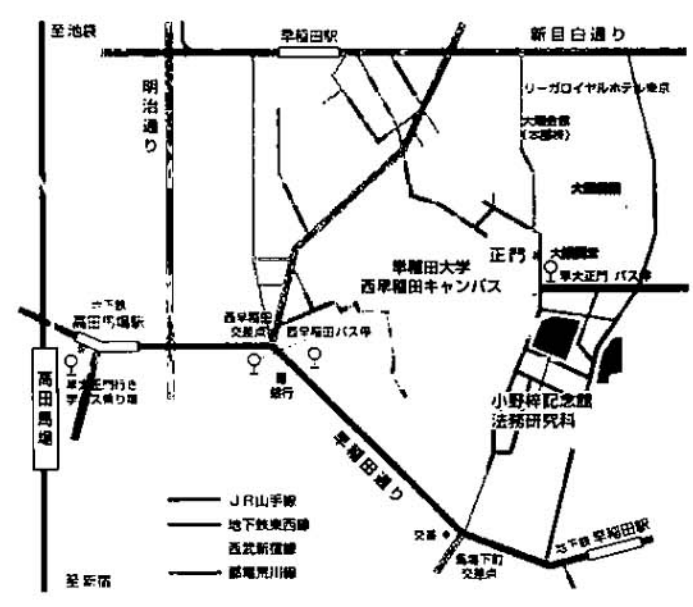
このシンポジウムでは、1)「当事者の対話による合意形成」という理念と「専門的知見の提供」の間で発生する実務的ジレンマと倫理の問題、2) 訴訟手続とADR手続の錯綜した関係がADR実務にもたらす影響の分析・評価、3) ADR手続のなかで「事実認定」は、そもそもどう評価され、また可能であるのか、4) ADR手続運用のプラクティスを教育する試みの紹介と評価、といった諸テーマを切り口に、ADRプラクティスをめぐる実践的諸問題のゆくえを探求していくことにしたい。

交通案内



- ・ JR山手線、西武新線「高田馬場駅」下車徒歩約20分
- ・ 都バス(学バス)「高田馬場駅前」発→「早大正門」行き
- ・ 地下鉄東西線「早稲田駅」下車徒歩5分
- ・ 都電荒川線「早稲田駅」下車徒歩5分

キャンパス周辺案内



- ・ JR山手線
- ・ 地下鉄東西線
- ・ 西武新線
- ・ 都電荒川線